

C-三 地区	C-二 地区	
<p>次に掲げる用途の建築物（風営法第二条第六項各号に掲げる店舗型・風俗・特殊営業の用に供するものを除く。）以外の建築物</p> <p>一 店舗、飲食店、事務所</p> <p>二 診療所</p> <p>三 アスレチッククラブ、フィットネス</p> <p>その他これらに類するもの</p>	<p>次に掲げる用途の建築物（風営法第二条第六項各号に掲げる店舗型・風俗・特殊営業の用に供するもの及び建築面積が十平方メートル未満のものを除く。）以外の建築物</p> <p>一 店舗</p> <p>二 集会所</p> <p>三 倉庫</p> <p>四 あずまや、公衆便所その他これらに類するもの</p> <p>五 前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>四 大学</p> <p>五 学習塾、華道教室その他これらに類するもの（専修学校及び各種学校を含む。）</p> <p>六 保育所、託児所、児童クラブその他これらに類するもの</p> <p>七 公衆浴場</p> <p>八 アスレチッククラブ、フィットネス</p> <p>その他これらに類するもの</p> <p>九 ホテル又は旅館</p> <p>十 美術館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>十一 展示場、集会場その他これらに類するもの</p> <p>十二 中水道施設、公共用通路その他の公共施設</p> <p>十三 郵便局、公衆便所その他これらに類するもの</p> <p>十四 法第四十八条に基づき特定行政庁が許可した建築物</p> <p>十五 前各号の建築物に付属するもの</p>
十分の三十七	十分の五	
	十分の一	
	十分の五	

一及びこれらに付属する上屋並びに一般の交通の用に供する身障者用のエレベーターの部分及びこれに付属する上屋を除く。

六十メートル建築物の高さは、T.P.に三メートルを加えたものからの高さ	五メートル建築物の高さは、T.P.に三メートルを加えたものからの高さによる。	

	D街区	
	<p>一 風営法第二条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p> <p>二 法別表第二(ぬ)項に掲げるもの</p> <p>三 住宅等の用途に供する部分の容積率が十分の二十二未満の建築物</p>	<p>四 ホテル又は旅館</p> <p>五 美術館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>六 展示場、集会場その他これらに類するもの</p> <p>七 前各号の建築物に付属するもの</p>
	<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設けるひさしその他これに類するもの、歩行者の回避性及び利便性を高めるために設ける階段及び傾斜路並びに給排気施設の部分を除く。</p>	<p>二百二十五メートルの高さによる。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

都市計画が変更された六本木・虎ノ門地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、本案を提出いたします。